
組織・会則

岡山実験動物研究会役員
会 長

三谷 恵一 (IPU・環太平洋大・教授)

理 事

石井 猛 (岡山理科大・工学部・教授)

 大熊誠太郎 (川崎医科大・薬理学教室・教授、
中央研究部・医用生物センター長)

倉林 譲 (森ノ宮医療大・保健医療学部・教授)

 嶋村三智也 (㈱クラレ・くらしき研究所・構造解
析グループ・研究専任職)

初鹿 了 (川崎医科大・名誉教授)

 元田 龍一 (㈱林原生物化学研究所・粧薬・化学
品センター品質保証部・主管研究員)

常務理事

浅田 伸彦 (岡山理科大・理学部・教授)

 新井 成之 (㈱林原生物化学研究所・研究セン
ター・医薬研究部門・主席研究員)

 大森 齋 (岡山大・大学院自然科学研究科・生
物機能工学・教授)

河田 哲典 (岡山大・教育・食物学・教授)

 国枝 哲夫 (岡山大・大学院自然科学研究科・動
物遺伝解析学・教授)

 佐藤 勝紀 (岡山大・大学院自然科学研究科・家
畜育種学・教授)

 佐藤 芳範 (おかやま食料産業クラスター協議会・
コーディネーター)

 杉本 幸雄 (岡山大・大学院医歯薬学総合研究
科・准教授)

 辻 岳人 (岡山大・大学院自然科学研究科・動
物遺伝解析学・助教)

辻岡 克彦 (川崎医大・生理学・教授)

 内藤 一郎 (岡山大・大学院医歯薬学総合研究
科・人体構成学分野)

 山本 敏男 (岡山大・大学院医歯薬学総合研究科・
機能再生・再建科学専攻・教授)

監 事

 中永征太郎 (前ノートルダム清心女子大・家政学
部・教授)

 高橋 純夫 (岡山大・大学院自然科学研究科・生
体制御科学・教授)

[第55回岡山実験動物研究会の開催]

来年、6月27日(金)(第1候補日)午後1時30分
から環太平洋大学で会長の三谷恵一先生のお世話で
開催し、企画としてはアユモドキ(淡水魚)のシンポ
ジウムあるいは講演会を予定しています。IPU(日
本キャンパス)・環太平洋大学(岡山市瀬戸町観音

寺)は今年4月に開学されました。

[事務局からのお知らせ]

本研究会は今年12月に創立25年目を迎える
ことができました。長い期間にわたって、研究会
が維持できているのは正会員、賛助会員の皆様方
のご支援とご指導によるもので、心から感謝申し
上げます。今年度から研究会の会長が倉林 譲先
生から三谷恵一先生に受け継がれ、新たな気持ち
で取り組む覚悟でおります。

会の運営や研究会の企画、会報の編集、内容な
どにご希望、ご意見がありましたら、ご遠慮なく
事務局または最寄りの常務理事までご連絡下さい。

事務局住所は下記の通りです。

〒700-8530 岡山市津島中1丁目1-1

岡山大学農学部 国枝哲夫

TEL:086-251-8314

FAX:086-251-8388 (農学部総務担当)

E-mail:tkunieda@cc.okayama-u.ac.jp

H P :http://okayama-exp-anim.org/default.aspx

[会費納入のお願い]

平成19年度の年会費として、正会員は1,000円、
賛助会員は30,000円(一口)を徴収致しますの
で、本会報に挟み込まれている郵便払込通知票を
用いて、年会費をお振込み下さいますようお願い
致します。

[編集後記]

第24号会報は無事発行することができました。
ご寄稿いただいた会員の皆様方に心から厚くお礼
致します。研究会の長年の課題であったホーム
ページを今年開設することができ、研究会での企画
や内容を容易に、瞬時に検索することができるよ
うになりました。今後、ホームページの内容を充
実させていきますので、会員の皆様には、情報交
換の場として積極的にご活用いただきますようお願い
致します。来年度は会報バックナンバーの製
本を行う計画です。

動物実験倫理、実験動物福祉に関する特別講演
「倫理的動物実験の実践へ向けて～動物実験関係
者の社会的責任を明確に、具体的に～」(北徳先
生)とナノ粒子の安全性検証に関する教育講演
「ナノテクノロジー材料の安全性問題を認識する
ために」(理事・嶋村三智也氏)を掲載しました。

会長の「あいさつ」にありますように、本研究
会の維持・発展に多大なご支援をいただいている
賛助会員の広告無料掲載コーナーを設けるよう
に致しますので、広告掲載記事を事務局宛にお寄
せいただきますようお願い致します。

岡山実験動物研究会会則

(名 称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

第2条 本会は岡山県内並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

(目 的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正 会 員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理 事 15名以上25名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監 事 2名
3. 評議員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の仕事を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問を受け、重要事項を審議する。

(役員の時)

第9条 本会の役員の時は2年とし、再選は妨げない。

(会 計)

第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

(運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退 会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。
本会則は平成15年11月28日に一部改正。